5 農産第 1550 号 - 5 令和 5 年 11 月 6 日

北海道農政事務所長 各地方農政局長 内閣府沖縄総合事務局長

農産局長

令和5年度肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業に係る 地域計画書の作成について(第4期公募)

肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業(以下「本事業」という。) に係る地域計画書について、第4期の公募期間を設けることとする。

ついては、肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付け3農産第2156 号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。)別記2の第2の12の規定に 基づき、下記のとおり必要事項を定めたので、貴局管内の関係機関に通知されたい。

記

## 1. 交付金所要額の上限

第4期公募における実施要領第10の2の(1)のアに基づき作成する地域計画書の 交付金所要額(本事業の推進に係る費用を含む。以下同じ)の合計は、5,000千円を 上限とすること。

なお、令和5年10月24日付け5農産第1550号-4に基づく第3期公募において地域協議会が地域計画書を提出しない場合、当該地域協議会が第4期公募において作成する地域計画書の交付金所要額の合計は、10,000千円を上限とすることができる。

## 2. 地域計画書の協議期限

第4期公募における実施要領第  $10 \, \mathcal{O} \, 2 \, \mathcal{O} \, (1)$  のイの規定に基づく地域計画書の協議は、令和  $5 \, \mathcal{H} \, 11 \, \mathcal{H} \, 22 \, \mathcal{H} \, (1)$  までに行うこと。